

高 第 1011 号の 7
令和 2 年 5 月 13 日

各高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

介護サービス事業所等における衛生資材の確保、感染者の発生等
に伴って職員が不足する場合の支援等の取組について（協力依頼）

平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が 5 月 31 日まで延長されました。介護の現場においても依然として厳しい状況が続く中、引き続き、感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、利用者等が必要とする介護サービスを確保していく必要があります。

こうした状況の中、本県としては、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）における①マスク、アルコール消毒液等の衛生資材の確保、②新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護サービスを提供する職員が不足する場合等について、下記のとおり対応することとしたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 衛生資材の確保について

介護サービス事業所等の衛生資材の確保については、先月末に県の令和 2 年度補正予算が成立し、県がマスク、アルコール消毒液等の衛生資材を一括で購入し、介護サービス事業所等に配布するための予算が計上されました。既に令和元年度補正予算による同様の予算を活用し、多くは先月末から、県内の介護サービス事業所等に対してアルコール消毒液（手指消毒用エタノール）の配布を順次開始しておりますが、引き続き、この予算を活用した衛生資材の確保を行ってまいります。

(1) マスクの確保について

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給につ

いて」(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡)等によれば、①社会福祉施設等で濃厚接触者等に対して支援を継続する場合にはサージカルマスクを使用することが想定されており、②それ以外のケースについては、原則として一般用マスク(布製マスク、使い捨てマスク等)を使用することが想定されています。

②のようなケースへの対応としては、既に国から介護サービス事業所等の職員等へ1人1枚が行き渡るよう布製マスクが配布されていると承知していますが、今後、一般用の使い捨てマスクについては、使い捨てマスクの使用や備蓄の状況等を調査した上で、介護サービス事業所等に対して配布することを想定しています。これまでも調査をさせていただいておりますが、引き続き、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

※ ①のように、濃厚接触者等に対して支援を継続する場合にサージカルマスク等の衛生資材が不足する介護サービス事業所等に対しては、本県高齢政策課が確保できる衛生資材の配布を検討いたします。(詳細は後述の1(3)を参照してください。)

(2) 手指消毒用エタノールの確保について

介護サービス事業所等向けの手指消毒用エタノールについては、国から示されている優先確保スキーム及び令和元年度補正予算等を活用し、県で4月までに約3.6万リットルを確保し、その多くは県が購入の上で4月末から順次直接事業所等へ配布しています。また、5月はこれに加えて約1.6万リットルを確保する予定となっています。

手指消毒用エタノールについては、今後も国の優先確保スキームを活用し、その使用や備蓄の状況を調査の上で確保し、介護サービス事業所等へ配布することを予定しておりますので、引き続き、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

(3) 介護事業所等での感染発生の場合に備えたゴーグル・ガウン等備蓄・配布

介護事業所等の利用者で新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合、その利用者は入院することとなりますが、介護事業所等では、その濃厚接触者等に対して引き続き介護を提供する場合も考えられます。

こうした場合には、使い捨て手袋、(サージカル)マスクに加え、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等の使用が想定されているため、県では、介護事業所等での感染が発生した場合に備え、一定量の衛生材料を備蓄することとしています。

このように濃厚接触者等に介護を提供する場合であって、必要な衛生材料が不足している場合には、県高齢政策課が確保できる衛生材料の配布を検討しますので、下記連絡先までご連絡ください。

※詳細は、次の県ホームページURLからアクセスしてご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

(4) その他の衛生資材の確保について

テーブルやドアノブ等の消毒に活用できる次亜塩素酸ナトリウムを使った消毒液が不足する場合には、県企業庁浄水場で上水の塩素消毒に使用するため貯蔵している次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒液を配布することが可能です（個別の調整後、浄水場に取りに来ていただく形になります。また、厚生労働省の推奨する0.05%濃度に希釈したものであり、手指消毒用には使用できません。）。この消毒液の配布を希望される場合には、個別に下記連絡先までご相談ください。

2 介護職員が不足する場合の支援（協カスキームの構築）について

先月末に成立した県の補正予算には、介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生する等により介護職員が不足する場合に、当該事業所等での介護を支援するための介護職員の派遣等に要する費用への補助等を盛り込んでいます。

介護サービスが必要とされるにもかかわらず介護を提供する職員の確保が困難となる場面として具体的に想定されるケースとしては、例えば、本県では、通所サービス事業所の利用者に新型コロナウイルス感染者が発生し、その事業所は休業、利用者の多くが自宅待機となったケースがありましたが、このような利用者が身体機能を維持・回復し、在宅生活を継続するためには、訪問サービス等の代替サービスの提供が不可欠な場合も想定されます。また、在宅で介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合には、残された利用者に対して訪問サービス等の必要な介護サービスの提供が求められるケースも想定されます。さらに、入所施設や居住施設で感染者が発生し介護職員が不足する場合には、応援職員がいなければ利用者に必要なサービスを提供できないケースも生じ得ます。

一方で、こうした利用者は、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等となり得ること等から、介護職員にとっても様々な身体的・心理的負担を伴うものであり、従前から慢性的な人手不足の状態にある介護分野にあって、応援のために介護サービス事業所等の介護職員を派遣する仕組み自体難しいものであることも指摘されている中で、実際に支援が必要な事案が発生した際に、現実問題として必要な介護サービスを提供する介護職員の確保に困難が生じる可能性も否定できません。

しかしながら、このような中にあっても介護サービスは利用者の方々やその家族の生活の継続のために必要不可欠なものであり、本県としては、必要な介護サービスが継続的に提供される体制を確保できるよう少しでも努力しなければならないと考えています。

このため、県では介護職員確保のために、関係団体等の協力の下、介護事業所等で感染者が発生した場合等にあっても、介護を必要とする方に必要なサービス提供が確保されるよう、必要な介護職員確保のための支援を実施することとしました。

つきましては、上記のような事案が発生した場合に介護サービスの提供に御協力いただける施設等に、あらかじめ「協力施設等」として登録いただくことにより、本県や担当する介護支援専門員からの要請等に応じて、円滑に必要なサービスを提

供できるよう御協力をいただく仕組みを構築できないかと考えています（支援内容等の詳細は別紙参照）。

各介護サービス事業所等におかれては、日々厳しい状況の下で業務に従事していただいている中ではございますが、この未曾有の事態にあつて、本スキームの「協力施設等」として御協力いただける事業所等におかれましては、別添エクセル様式により、下担当メールアドレスまで御登録をいただきますようお願い申し上げます。

なお、登録いただいた施設に対して、派遣職員の必要性が生じた場合の調整については、以下のとおりとしますのであらかじめ御承知おきください。

施設種別	調整機関(派遣費用の請求先)
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 軽費老人ホーム	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会が 派遣調整(費用請求先と)します
介護老人保健施設	一般社団法人兵庫県介護老人施設協会が 派遣調整(費用の請求先と)します。
有料老人ホーム、サービス付き高齢者 向け住宅、認知症対応型共同生活介護	登録いただいた施設に直接派遣調整しま す(派遣費用も県に直接請求)

高齢政策課介護基盤整備班長 藤本（俊）
代表電話：078-341-7711 内線 3107
toshinori_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp

(別紙)

協力スキームによる職員派遣等の前提について

(応募いただく施設、職員の方へ(入所・居住施設で職員が不足するケース))

協力スキームによる職員派遣等については、派遣等において個別に御相談させていただく形となりますが、概ね以下を前提としておりますので、応募を検討するに当たっての材料としていただきますようお願いいたします。

1 協力スキームにより派遣される職員が介護に従事する場所等

可能な限り新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所において、同ウイルスへの感染が確認されていない利用者に対する介護の提供についての協力を基本とします。具体的には以下のとおりです。

(1) 派遣職員が担当する利用者

協力スキームにより派遣される職員が介護サービスを提供する利用者については、

- ①濃厚接触者でない利用者
- ②濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者
- ③濃厚接触者でPCR検査が出る前の利用者(症状のない利用者)
- ④濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の利用者(症状のある利用者)

が想定されますが、このうち①及び②の利用者を担当していただきます。

(2) 派遣職員が担当するフロア

協力スキームにより派遣される職員が介護サービスを提供する場所については、上記(1)を踏まえ、新型コロナウイルス感染者が発生していないフロア、新型コロナウイルス感染者が発生したフロアであっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所等、新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所を基本とします。

2 必要な衛生材料の提供、職員派遣等に当たっての費用負担等

協力スキームにより派遣される職員が介護を提供するに当たり必要な衛生材料等は県で確保します。また、職員派遣等に当たって必要となる費用は県が負担します。具体的には以下のとおりです。

(1) 衛生材料の供給

協力スキームにより派遣される職員が介護サービスを提供する際に必要と考える場合には、県の負担で必要な衛生材料(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等を想定していただきます。)を供給します。ただし、協力を受け入れる施設側でこれらの衛生材料を確保できる場合は施設側での供給を優先します。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)等に基づき、一般には、使い捨て手袋とマスク(濃厚接触者等の場合はサージカル

マスク)の使用が想定され、必要に応じて、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等が使用されることを想定しています。それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については個別に御相談いただきます。

(2) 衛生材料の使い方等に関する研修

協力スキームにより職員が派遣されるに当たっては、衛生材料の使い方等を十分に理解しておくことが必要と考えられますので、今般の協力スキームに応募いただいた方を対象に、実際に派遣される前に衛生材料の使い方等の研修が受けられる仕組みを検討しています。

(3) 職員派遣等に関する費用負担等

施設・事業所が協力スキームにより職員派遣等を行うに当たって必要となる新たな費用 (例：職員が派遣先で介護に従事するための旅費 (交通費・宿泊費)、損害保険に加入するための保険料 等) は県が負担します。

なお、今般の協力スキームにより派遣される職員の人件費 (給与等) そのものについては県の負担の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症への対応下では、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省事務連絡)等により、介護報酬、人員等の基準については柔軟な取扱いが可能とされています。

例えば、今般の協力スキームによる職員派遣等により介護報酬上の加算の要件を満たさなくなった場合等においても、柔軟に対応いただけるよう保険者(市町)に対しても周知することとしておりますので、併せて申し添えます。

3 派遣された職員が安心して元の職場に戻ることができるための対応

協力スキームにより派遣される職員が介護サービスを提供する際に必要協力スキームにより派遣される職員が安心して元の職場に戻ることができるよう支援します。具体的には以下のとおりです。

(1) 待機期間の宿泊費用

協力スキームにより派遣される職員の希望により、職員派遣終了後(※派遣中を含みます。)ホテル等で待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を県が負担します。

(2) その他

今後、新型コロナウイルス感染症への感染の有無が分かるキット等が開発された場合、職員派遣終了後に感染の有無を確認するキットを購入する費用を県が負担する等、引き続き必要な対応を検討します(今後検討を進めます)。

4 その他

今般の協力スキームに応募いただける施設・事業所については、その名称を県のホームページでの公表や記者発表すること等により、広く協力施設・事業所として広報していくこととします。なお、この取扱いについて支障がある場合等については、個別に御相談いただければ幸いです。

高 第 1011 号の 8
令和 2 年 5 月 13 日

各介護サービス事業所管理者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

介護サービス事業所等における衛生資材の確保、感染者の発生等に
伴って職員が不足する場合の支援等の取組について（協力依頼）

平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が 5 月 31 日まで延長されました。介護の現場においても依然として厳しい状況が続く中、引き続き、感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、利用者等が必要とする介護サービスを確保していく必要があります。

こうした状況の中、本県としては、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）における①マスク、アルコール消毒液等の衛生資材の確保、②新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護サービスを提供する職員が不足する場合等について、下記のとおり対応することとしたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 衛生資材の確保について

介護サービス事業所等の衛生資材の確保については、先月末に県の令和 2 年度補正予算が成立し、県がマスク、アルコール消毒液等の衛生資材を一括で購入し、介護サービス事業所等に配布するための予算が計上されました。既に令和元年度補正予算による同様の予算を活用し、多くは先月末から、県内の介護サービス事業所等に対してアルコール消毒液（手指消毒用エタノール）の配布を順次開始しておりますが、引き続き、この予算を活用した衛生資材の確保を行ってまいります。

(1) マスクの確保について

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に関連した

感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡)等によれば、①社会福祉施設等で濃厚接触者等に対して支援を継続する場合にはサージカルマスクを使用することが想定されており、②それ以外のケースについては、原則として一般用マスク(布製マスク、使い捨てマスク等)を使用することが想定されています。

②のようなケースへの対応としては、既に国から介護サービス事業所等の職員等へ1人1枚が行き渡るよう布製マスクが配布されていると承知していますが、今後、一般用の使い捨てマスクについては、使い捨てマスクの使用や備蓄の状況等を調査した上で、介護サービス事業所等に対して配布することを想定しています。これまでも調査をさせていただいておりますが、引き続き、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

※ ①のように、濃厚接触者等に対して支援を継続する場合にサージカルマスク等の衛生資材が不足する介護サービス事業所等に対しては、本県高齢政策課が確保できる衛生資材の配布を検討いたします。(詳細は後述の1(3)を参照してください。)

(2) 手指消毒用エタノールの確保について

介護サービス事業所等向けの手指消毒用エタノールについては、国から示されている優先確保スキーム及び令和元年度補正予算等を活用し、県で4月までに約3.6万リットルを確保し、その多くは県が購入の上で4月末から順次直接事業所等へ配布しています。また、5月はこれに加えて約1.6万リットルを確保する予定となっています。

手指消毒用エタノールについては、今後も国の優先確保スキームを活用し、その使用や備蓄の状況を調査の上で確保し、介護サービス事業所等へ配布することを予定しておりますので、引き続き、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

(3) 介護事業所等での感染発生の場合に備えたゴーグル・ガウン等備蓄・配布

介護事業所等の利用者で新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合、その利用者は入院することとなりますが、介護事業所等では、その濃厚接触者等に対して引き続き介護を提供する場合も考えられます。

こうした場合には、使い捨て手袋、(サージカル)マスクに加え、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等の使用が想定されているため、県では、介護事業所等での感染が発生した場合に備え、一定量の衛生材料を備蓄することとしています。

このように濃厚接触者等に介護を提供する場合であって、必要な衛生材料が不足している場合には、県高齢政策課が確保できる衛生材料の配布を検討しますので、下記連絡先までご連絡ください。

※詳細は、次の県ホームページURLからアクセスしてご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

(4) その他の衛生資材の確保について

テーブルやドアノブ等の消毒に活用できる次亜塩素酸ナトリウムを使った消毒液が不足する場合には、県企業庁浄水場で上水の塩素消毒に使用するため貯蔵している次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒液を配布することが可能です（個別の調整後、浄水場に取りに来ていただく形になります。また、厚生労働省の推奨する0.05%濃度に希釈したものであり、手指消毒用には使用できません。）。この消毒液の配布を希望される場合には、個別に下記連絡先までご相談ください。

2 介護職員が不足する場合の支援（協カスキームの構築）について

先月末に成立した県の補正予算には、介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生する等により介護職員が不足する場合に、当該事業所等での介護を支援するための介護職員の派遣等に要する費用への補助等を盛り込んでいます。

介護サービスが必要とされるにもかかわらず介護を提供する職員の確保が困難となる場面として具体的に想定されるケースとしては、例えば、本県では、通所サービス事業所の利用者に新型コロナウイルス感染者が発生し、その事業所は休業、利用者の多くが自宅待機となったケースがありましたが、このような利用者が身体機能を維持・回復し、在宅生活を継続するためには、訪問サービス等の代替サービスの提供が不可欠な場合も想定されます。また、在宅で介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合には、残された利用者に対して訪問サービス等の必要な介護サービスの提供が求められるケースも想定されます。さらに、入所施設で感染者が発生し介護職員が不足する場合には、応援職員がいなければ入所者に必要なサービスを提供できないケースも生じ得ます。

一方で、こうした利用者は、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等となり得ること等から、介護職員にとっても様々な身体的・心理的負担を伴うものであり、従前から慢性的な人手不足の状態にある介護分野にあって、応援のために介護サービス事業所等の介護職員を派遣する仕組み自体難しいものであることも指摘されている中で、実際に支援が必要な事案が発生した際に、現実問題として必要な介護サービスを提供する介護職員の確保に困難が生じる可能性も否定できません。

しかしながら、このような中にあっても介護サービスは利用者の方々やその家族の生活の継続のために必要不可欠なものであり、本県としては、必要な介護サービスが継続的に提供される体制を確保できるよう少しでも努力しなければならないと考えています。

このため、県では介護職員確保のために、関係団体等の協力の下、介護事業所等で感染者が発生した場合等にあっても、介護を必要とする方に必要なサービス提供が確保されるよう、必要な介護職員確保のための支援を実施することとしました。

つきましては、上記のような事案が発生した場合に介護サービスの提供に御協力いただける事業所に、あらかじめ「協力事業所」として登録いただくことにより、本県や担当する介護支援専門員からの要請等に応じて、円滑に必要なサービスを提

供できるよう御協力をいただく仕組みを構築できないかと考えています（支援内容等の詳細は別紙参照）。

つきましては、各介護サービス事業所等におかれては、日々厳しい状況の下で業務に従事していただいている中ではございますが、この未曾有の事態にあつて、本スキームの「協力事業所」として御協力いただける事業所等におかれましては、別添エクセル様式により、下担当メールアドレスまで御登録をいただきますようお願い申し上げます。

高齢政策課介護基盤整備班長 藤本（俊） 代表電話：078-341-7711 内線 3107 toshinori_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp

(別紙)

協力スキームによる訪問サービス等の提供の前提について

(応募いただく施設、職員の方へ（訪問サービス等が必要となるケース）)

1 訪問サービス等を提供する利用者

訪問サービス等を提供いただく利用者については、新型コロナウイルスの感染者が発生した通所サービス事業所等を利用していた方であって、（濃厚接触者として又は自主的な判断等により）自宅待機となっている方や、在宅で介護をしていた家族が新型コロナウイルスに感染したことにより介護サービスを必要とするようになった方などが想定されます。なお、利用者の状態としては、以下の①～④が想定されます。

- ①濃厚接触者でない利用者
- ②濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者
- ③濃厚接触者でPCR検査が出る前の利用者（症状のない利用者）
- ④濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の利用者（症状のある利用者）

2 衛生材料の供給等

協力スキームにより訪問サービス等を提供する職員が介護を提供するに当たり必要な衛生材料等は県で確保します。具体的には以下のとおりです。

(1) 衛生材料の供給

協力スキームにより訪問サービス等を提供する職員が必要と考える場合には、県の負担で必要な衛生材料（手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等を想定しています。）を供給します。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡。以下「留意事項通知」という。）等に基づき、一般には、使い捨て手袋とマスク（濃厚接触者等の場合はサージカルマスク）の使用が想定され、必要に応じて、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等が使用されることを想定しています。それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については個別に御相談いただきます。

(2) 訪問サービス等を提供する際の費用負担等

濃厚接触者に対して訪問サービス等を提供する事業所等に対しては、職員派遣等を行うに当たって必要となる新たな費用（例：職員が派遣先で介護に従事するための旅費（交通費・宿泊費）、損害保険に加入するための保険料 等）について、県が負担します。

3 感染防止の徹底

2(1)の衛生材料の供給を前提として、留意事項通知に示された取扱いを徹底の上、

訪問サービス等の提供をお願いします。

なお、新型コロナウイルス関係の厚生労働省事務連絡につきましては、次のURL (WAM-NET ホームページ) に掲載されていますので、御確認いただきますようお願いいたします。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

4 その他

今般の協カスキームに応募いただける施設・事業所については、その名称を県のホームページでの公表や記者発表すること等により、広く協力施設・事業所として広報していくこととします。なお、この取扱いについて支障がある場合等については、個別に御相談いただければ幸いです。